

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第22号 北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第3 議案第23号 北方町義務教育学校の設置に関する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第4 議案第24号 北方町認定こども園設置条例制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第5 議案第25号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第6 議案第26号 物品売買契約の締結について (総務教育常任委員長報告)
- 第7 議案第27号 北方町道路線の廃止について (厚生都市常任委員長報告)
- 第8 議案第28号 北方町道路線の認定について (厚生都市常任委員長報告)
- 第9 議案第29号 令和4年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについて
(各常任委員長報告)
- 第10 議案第30号 令和4年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第11 議案第31号 令和4年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第12 議案第32号 令和4年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第13 認定第1号 令和3年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 第14 認定第2号 令和3年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 第15 認定第3号 令和3年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 第16 認定第4号 令和3年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 第17 認定第5号 令和3年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 第18 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで

出席議員 (10名)

1番	石井伸弘	2番	神谷巧
3番	村木俊文	4番	松野由文
5番	三浦元嗣	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝巳

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務危機管理課長	臼井誠	教育次長兼課長	宮部寿
政策財政課長	浅野浩一	税務課長	木野村和明
住民保険課長	高崎健一	福祉子ども課長	木野村英俊
健康推進課長	鳥本裕子	上下水道課長	北中龍一
都市環境課長心得	宮崎資啓	会計室長	横田紀彦
教育委員会 事務局長	郷展子	監査委員	横山治

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	高崎明美
議会書記	石崎啓明		

○議長（鈴木浩之君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまから令和4年第4回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、7番 安藤哲雄君及び9番 安藤浩孝君を指名します。

日程第2 議案第22号から日程第12 議案第32号まで

○議長（鈴木浩之君） 日程第2、議案第22号から日程第12、議案第32号までを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。また、併せて協議をお願いしました案件について、協議結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

村木俊文君。

○総務教育常任委員長（村木俊文君） それでは、総務教育常任委員会委員長報告をさせていただきます。

命によりまして、総務教育常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る9月12日、委員会を開催し、審議と協議を行いましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

議案第22号 北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

町職員の育児休業の取得状況について質疑があり、該当する女性職員はほぼ全て取得している。また、男性職員につきましては、これまで2名が取得している旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号 北方町義務教育学校の設置に関する条例制定についてであります。

北方学園での制服着用について質疑があり、原則として7年生から制服着用となる旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号 北方町認定こども園設置条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第26号 物品売買契約の締結についてであります。

実際に購入する本の選定方法や北方西小学校の蔵書について質疑があり、今回購入する本は、現在の北方中学校の蔵書を参考に選定しておく。また、北方西小学校の蔵書については、北学園、南学園それぞれに再配分される旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第29号 令和4年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

歳入の企業版ふるさと納税に関して質疑があり、合計10社から給付金を受領しており、内訳は30万円が2社、20万円が1社、10万円が7社である。また、企業版ふるさと納税と納税制度を活用したことで、前回よりも寄附金額が増加した法人もある旨の答弁がありました。

次に、商工費の工事請負費に関して質疑がありました。造成工事などで遅れが生じたこともあり、所要の補正が必要になったと。議会への連絡、相談が遅くなったことは誠に申し訳ない旨の答弁がありました。

以上、総務教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（鈴木浩之君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

安藤哲雄君。

○厚生都市常任委員長（安藤哲雄君） それでは、厚生都市常任委員会委員長報告をいたします。

命により、私ども厚生都市常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る9月12日に委員会を開催し、審議と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第25号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定についてであります。

過料の金額、給水装置の範囲、36条第2号の適用範囲について質疑があり、過料は県内他市町村の制定状況に鑑み、自治法上の上限金額である5万円としたこと、給水装置は町の配水管の分岐点から蛇口までをいうが、この場合は宅内配管等を想定していること、第2号の適用は意図的な妨害があったときのように限定的であることを想定している旨の答弁がありました。

また、新設される36条、37条に該当する事案はあるかとの質疑があり、これまでに該当する事案は発生していない旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 北方町道路線の廃止についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 北方町道路線の認定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 令和4年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

歳入については、町債の高齢者ふれあい健康センター改修事業債において、起債採用の経緯に

関する質疑があり、当初は県の補助金を検討していたが、ヒアリングをしたところ、起債をして交付税措置を受けたほうが有利であったためである旨の答弁がありました。

歳出については、民生費のふれあい健康センター費において、工事請負費の増加の要因や、今後の工事の見込みについての質疑があり、増加の要因については、主に物価の高騰によるものであること、工事については10月に入札予定、11月から工事に取りかかる予定である旨の答弁がありました。

次に、議案第30号 令和4年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 令和4年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 令和4年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

電力会社変更決定の手續及び増額する光熱水費の積算根拠について質疑があり、現契約者から6月に契約解除の申出があり、経済比較によって中部電力パワーグリッドを契約先に選定した。今回の補正では、供給契約約款に示された料金基準で増額分の光熱水費を計算しているが、今後の燃料調達費等の高騰分までは見込めないため、状況次第ではさらなる増額の可能性もある旨の答弁がありました。

続いて、ストックマネジメント委託費の減額及び町債の財源内訳の変更理由に関して質疑があり、ストックマネジメント計画策定委託料は、入札の結果、町の積算額を大幅に下回って契約することができたために契約差金が生じたこと、国庫補助の対象事業内容は委託から工事に切り替わることから起債の対象とすることができ、有利な財政措置を講じるために財源構成を変更する旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

議案第22号 北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号 北方町義務教育学校の設置に関する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 北方町義務教育学校の設置に関する条例制定について意見を述べたいと思います。

義務教育学校の特徴と言われている2つの点があるんですが、通常の小学校、中学校と比べ、9年間の指導内容の指導学年や指導時間を自由に変えることができること。もう一点は、学年段階の区切りを6・3制以外に柔軟に区切ることができる。この2点が義務教育学校の特徴と言われています。

しかし、小学校と中学校の学習指導要領はそれぞれ連続性が十分図られており、無駄な繰り返しなどはあるはずもなく、自由に指導内容や順序を変えることは非常に困難です。

また、6・3制についても長い間の積み重ねによる非常に安定したシステムで、6・3制が行き詰まり、学年の区切りを変えなければならないような状況、あるいは理由は見当たりません。

ピアジェによれば、小学校の高学年は、具体的操作期から形式的操作期への移行の過程の時期と言われています。しかし、その時期が移行の時期だといっても、4・3・2と区切りを変えて、それでスムーズに移行が行われるわけではありません。移行期の問題は、その時期どのように子供を見守っていくかという指導の在り方、先生方の接し方の問題です。当然ですが、教科担任制を導入しても、それだけで解決する問題でもありません。

これまで小学校では、6年生は学校のリーダーとして育ててきました。その中で、集団をまとめていく力や自主性を身につけ、高い達成感を得ることができました。しかし、義務教育学校では、小学校の最高学年は上に9年生までいるため、小学校高学年のこうした役割は軽視されています。様々な義務教育学校の調査・研究において、小学校5・6年生の成長に問題点が指摘されています。また、中学校への区切りが薄くなることにより、7年生では、中学生になったことの新鮮さがなくなり、変化するきっかけを失っています。義務教育学校の教師に対するアンケートでは、7年生がいつまでも小学生気分が抜けないといった意見が多く見られます。

義務教育学校はクラス替えがあったとしても、9年間同じ生徒構成のまま過ごすこととなります。こうした集団では人間関係が固定化しやすく、いじめなどにつながる可能性もあります。小学校、中学校と義務教育学校を比べた場合、どちらか一方がよくないと言うつもりはありません。なぜならば、それは判断する実証的なデータがほとんどないからです。しかし、75年以上の実績のある6・3制にはデメリットに対処する知恵があります。

他方、義務教育学校は始まったばかりで、デメリットに対する対処法はまだまだ試行錯誤の段階です。この間、一般質問でデメリットについて伺いましたが、しかし、北方学園開校準備委員会は形式的な議論が多く、デメリットとかそれらの解決策について議論された様子は見られません。

こうした一般的な問題のほかに、北方の義務教育学校はもう一つ問題があります。

中学校を2つに分けて義務教育学校2校を造ろうとしています。このことにより、同じ北方の学校なのに北学園と南学園を比べると南学園は極めて不十分な設備と言わざるを得ません。小学生用しかないプール、特別教室等を増築しましたが、用地が限られているため教室数が限りがあり、北学園にあって南学園にない特別教室が幾つか見られます。グラウンドも現在のグラウンドの拡張ではなく、教員の目の届きにくい場所にサブグラウンドを設け間に合わせようとしています。身体能力に大きな差のある小学生と中学生が互いに遠慮することなく伸び伸びと体を動かすには、不十分な環境と言わざるを得ません。

小中連携を強め、どのような義務教育学校を造るのか、どのような問題があって、それをどう解決するのか、そうした問題を十分検討した上で考えるべき課題であり、また条例の中では小学校・中学校を削除する項目もあり、今回の北方町の義務教育学校設置条例に関して反対をいたします。

○議長（鈴木浩之君） そのほか討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（鈴木浩之君） これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木浩之君） 起立多数です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号 北方町認定こども園設置条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、

質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号 物品売買契約の締結についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号 北方町道路線の廃止についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号 北方町道路線の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可

決されました。

議案第29号 令和4年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第30号 令和4年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号 令和4年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号 令和4年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 認定第1号から日程第16 認定第4号まで

○議長（鈴木浩之君） 日程第13、認定第1号から日程第16、認定第4号までを一括議題とします。代表監査委員から決算審査の意見を求めます。

横山監査委員。

○監査委員（横山 治君） 令和3年度北方町一般会計と各特別会計歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

地方自治法の規定によりまして審査に付されました決算書類、基金の運用書類につきまして、国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計は7月26日、下水道事業特別会計は7月27日、一般会計は8月3日から8月5日まで、井野勝巳議員と各会計帳簿、書類との照合と関係職員からの説明をいただき、慎重に実施いたしました。

その結果、一般会計と各特別会計歳入歳出決算書及び実質収支に関する調書並びに財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確で適正であると認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、正確で適正であると認めました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 付託しました案件について、決算審査特別委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○決算審査特別委員長（松野由文君） 改めまして、おはようございます。

それでは、命により、私ども決算審査特別委員会に付託されました案件につきまして、去る9月13日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

認定第1号 令和3年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入に関して、経常収支比率の推移などについて質疑があり、特に普通交付税が増えたことが前年より数値がよくなった原因であるが、あくまでコロナ対策など臨時的な措置であったため楽観視はできない。今後は80%台前半の数字をめどとして健全な財政運営を図りたい旨の答弁がありました。

次に、普通交付税が増えた理由について質疑があり、基準財政需要額が臨時経済対策費や臨時財政対策債償還基金費などの増額により、前年より増えたことが主な理由である旨の答弁があり

ました。

次に、歳出に関して、総務費の空き家対策事業に関して質疑があり、現在空き家台帳には254件の登録があり、随時情報提供を受けながら現状把握に努めている。なお、昨年度は住民から1件の申出があり、特定空家認定委員会を開催した実績がある。今後も空き家問題に関しては、町としてしっかりと取り組んでいきたい旨の答弁がありました。

次に、住民票等広域相互発行事業に関して質疑があり、他市町の事例では、コンビニ交付事業を開始しても広域相互発行の件数は減っていなかったこともあり、今後も一定の需要が見込まれることから、当面の間は事業を継続したい旨の答弁がありました。

次に、民生費の福祉振興基金費に関して質疑があり、基金は福祉関連施設の建設の際などに活用するもので、例えば福社会館の建て替えの際に基金を活用した実績がある。ただし、今のところ、今後の具体的な基金の活用予定はない旨の答弁がありました。

次に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に関して質疑があり、システム改修や人件費など事務経費が100万円程度かかっているが、その全額が国費負担であった旨の答弁がありました。

次に、衛生費の飼い猫避妊手術補助金に関して質疑があり、予算額は前年度実績を基に計上しているが、結果として前年度決算額より減額となった。また、野良猫に対する施策については、今後の検討課題である旨の答弁がありました。

次に、土木費の交通安全施設関連経費について質疑があり、近年決算額が減ってきているのは、防犯灯のLED化工事が完了したためである。今後も総務危機管理課と都市環境課が緊密に連携して、ソフト・ハードの両面から計画性を持って交通安全施策を行いたい旨の答弁がありました。

次に、教育費の生きる力育成推進事業に関して質疑があり、学校ごとの計画に基づいて、合唱の講師謝金、観劇・映画鑑賞などの事業を実施している。また、結果として執行残金が出た場合でも、当初の計画以外に使用しないよう指導している旨の答弁がありました。

次に、小・中学校の学校管理経費について質疑があり、南小学校の特別支援教室アシスタントが他校より多いのは、支援が必要な児童が他校よりも多いためである。また、光熱水費に関しては、学校の児童・生徒数とは必ずしも比例していないが、実績に応じて予算措置を講じている旨の答弁がありました。

次に、学校給食費に関して質疑があり、新調理場において管理経費が増えているのは、調理師の時給や人数が増えたことや、燃料を重油からガスに切り替えたことなどが要因となっている。また、デザートに関しては、なるべくアレルギー対応の商品を選定することにより、多くの子供たちが食べられるようにしたい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和3年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和3年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

収納率に関する質疑があり、ふだんから未収金対策に特効薬はないと考えて地道に取り組んでいる。今後もしっかりと対処していきたい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論は省略し、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 令和3年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

南東部の広域交流拠点の開発による増収見込みに関して質疑があり、最終的な出店計画が定まらないため現時点では仮算定をしていないが、スーパーマーケットの開業に当たっては、既存の店舗等と同等規模の収入が見込めるのではないかと推測している旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

認定第1号 令和3年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号 令和3年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号 令和3年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号 令和3年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第17 認定第5号

○議長（鈴木浩之君） 日程第17、認定第5号 令和3年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

代表監査委員から決算審査の意見を求めます。

横山監査委員。

○監査委員（横山 治君） 令和3年度北方町上水道事業会計決算につきまして、監査報告をいたします。

地方公営企業法の規定によりまして審査に付されました決算書類につきまして、6月23日に井野勝巳議員と会計帳簿、証書類との照合と関係職員からの説明をいただき、慎重に実施いたしました。

その結果、決算書類は関係法令に準拠して作成されており、計数は正確で経営成績と財政状況を適正に表示していると認めました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 付託しました案件について、決算審査特別委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○決算審査特別委員長（松野由文君） それでは、御報告いたします。

私ども決算審査特別委員会に付託されました認定第5号 令和3年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

認定第5号 令和3年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第18 議員派遣について

○議長（鈴木浩之君） 日程第18、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び北方町議会会議規則第121条の規定により、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

以上で本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

○町長（戸部哲哉君） それでは、閉会に当たりまして御挨拶を申し上げたいと思います。

9月5日から12日間にわたって開会されました本定例会であります。2件の人事案件を含む18議案全てを原案どおり可決をいただきました。誠にありがとうございました。

また、昨年度から議会改革により決算審査特別委員会が設置されましたが、限りある財源をどのように使っているかなど、町財政についての理解が深まるよい機会だと感じているところであります。

そうした中でありますけれども、よいことは何でも全国に先駆けていち早く取り組みや、ほかの自治体のやっていることはすぐにでもやるべき的な発言が度々あります。財政に影響がない事案であれば別でありますけれども、収入に応じて優先順位を考え、限りある財源を最大限に有効

活用することは当たり前の手法であります。また、財政を考えるなら、既存の事業から現実問題として必要がないとか廃止せよとかの提案があってもしかりではないかと思っているところでもあります。

申し上げるまでなく、財政を考えない会社や家計は破産します。当然役場とて同じであります。議員個人の考えを幾ら述べられても、それは個人の意見でしかありません。議会全体の見解として具体的、現実的な成果が得られるような提案をお願いしたいと思うところであります。

ただし、少数意見であっても効果的であるものについては積極的に取り組んでいくことも、また当然のことだと思っております。

この一連のことを踏まえて、今議会中にいただきました指摘や御意見につきましては、内容の濃いもの、また考えさせられるものも幾つかありましたので、今後の運営に役立てていきたいと思っておりますので御理解のほどよろしくをお願いをいたしたいと思っております。

さて、長引くコロナ禍で景気の回復が妨げられる中、追い打ちをかけるようにウクライナ情勢に伴う原油価格や小麦粉等、食物の高騰、さらには急激な円安の進行で様々な生活物資や原材料など価格が急上昇して、家計や地域産業に深刻な影響が出ております。

町におきましても、光熱水費等の高騰から、遅くとも12月議会には補正をお願いすることになります。しかし、今、最も懸念することは、今後も当分の間は下がる要素がなく、さらに上がっていく方向の可能性が高いということでもあります。

したがって、今年度の光熱水費は予算ベースで特別会計も含めて町全体で約1億4,000万円を計上しておりますが、単純に1.5倍の値上がり率なら、来年度には7,000万円、1.8倍なら1億1,000万円の不足が生じることになるため、新たに大きな財源を確保しなければなりません。

しかし、需用費関連は財源の裏づけがない町単独の資金でありますから、これを賄うすべは基金の繰入れか、支出を抑制するしか手だてがありません。そのため、来年度予算の財源確保に大きな支障となり、厳しい予算編成が強いられると予測しているところであります。議員の皆さんにもこの窮状を御理解いただけたらと思っておりますが、今後におきましても格別の御協力がいただけますよう、まずお願いをしておきたいと思っております。

また、新型コロナウイルス感染第7波であります。23日連続で前週の同じ曜日を下回り、減少傾向が堅調に続いていることから、ようやく社会活動、経済活動に落ち着きが出てきたように思います。しかし、大事なことは、この流れが後戻りしないよう、感染防止対策、ワクチン接種の推進など、今までにも増して取り組んでいく必要があると思っております。

新しいワクチンですが、9月20日から各地で接種が開始されるようでありますが、当町では10月1日から新しいワクチンに切り替え、接種が開始できるよう現在準備をしております。冬場に向けて、インフルエンザとの同時流行が指摘されておりますが、一人でも多くの方にワクチン接種をしていただけるよう、今後もしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

最後になりますが、これからいよいよ秋を迎えます。イベント等も含め、出務が重なる時期であります。また、残暑厳しい折であります。議員の皆様にはくれぐれも体調に留意されながら御

活躍されますよう御祈念を申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩之君） 本定例会に付された事件は全て終了しました。

令和4年第4回北方町議会定例会を閉会します。長時間にわたり大変御苦労さまでした。

閉会 午前10時18分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和4年9月16日

議 長 鈴木 浩 之

署 名 議 員 安 藤 哲 雄

署 名 議 員 安 藤 浩 孝